

平成31年2月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	小林昭一
委員会開催日	平成31年3月6日(水)、12日(火)
所属委員	[副委員長]伊藤達也 [委員] 三村博隆 橋本徹 先崎温容 円谷健市 勅使河原正之 阿部裕美子 柳沼純子 青木稔



小林昭一委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・57件

[※知事提出議案はこちら\(PDF\)](#)

(3月 6日(水) 土木部)

勅使河原正之委員

平成30年7月豪雨等、全国で大規模自然災害が頻発している状況を受けて実施した県管理河川の重要インフラ緊急点検によって、堤防の決壊リスクを解消するために既設堤防のかさ上げや補強、洪水リスクを防ぐための事業を行うこととしているが、中身を見ると河道掘削と樹木伐採が主となっている。

そこで聞くが、この点検により河道のパイピング現象等が明らかになり、堤防補強の必要性が判明した箇所はあったのか。

河川整備課長

7月豪雨を踏まえた点検結果に基づく対応であるが、河道掘削等については、9月補正等において対応することで今順調に進めている。それ以外の箇所についても、以前から確認している箇所も踏まえて今後対応していく。当面は、河道掘削を先行して実施していきたい。

点検結果では、補強が必要な箇所は確認できなかった。

勅使河原正之委員

落石防止や雪崩対策が必要な箇所については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、今回の補正で一部実施すると解釈していたが、補正で工事を行うことにより、当初の予定のうち約何%を改修することとなるのか、わかれば聞く。

土木企画課長

緊急対策に関する今後の見通しについてだが、具体的な箇所については、今回の2月補正に加え、来年度以降、国予算の各都道府県への配分見通しが立った時点で、それを踏まえて箇所を確定させていく。

勅使河原正之委員

国の配分を踏まえて確定させていくとのことだが、必要な箇所は把握していないのか。

土木企画課長

全体の箇所数については、今後、国の予算等と合わせながら確定させていくこととなる。

勅使河原正之委員

落石対策や雪崩対策が必要な箇所は、今後補正で予算をとって確定させていくとのことですが、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により既に必要箇所を確認しており、補正で対応または来年度予算に計上するイメージで聞いた。

緊急対策の中で、今年度の補正予算が完了する時点で全体の約何%が完了することになるのかとの質問であるが、私の認識とは異なるのか。

土木企画課長

全体の対応箇所数やそれぞれの対策の工法については、今後、予算と合わせて整理していく。

勅使河原正之委員

不必要な箇所を実施する必要はない。緊急点検を行って必要な箇所を把握したのだと思う。必要なものを含めて今後整理していくというのは順序が逆である。

まず全体的な必要箇所を把握した上で、3カ年の年次計画で随時進めていくイメージで聞いたが、どうか。

土木企画課長

河川や道路、堤防等について緊急点検を行い、その中で必要な箇所については、その対策の工法とあわせて全体を整理していくこととしており、今後国の予算等を活用しながら対策を固めていく。

今年度については、国の2次補正予算が確定しているため、それを受けて箇所を確定して対策を進めていきたい。

小林昭一委員長

全体的な大枠は把握しているのか。その中で優先順位をつけるという前提での割合は出てこないのか。

土木企画課長

重要点検については、いわゆる河川、堤防等のバックウォーターについて危険箇所を点検し、優先順位の高いところから今後対策を進めていくものであり、具体的な対策箇所については、今後、国の予算等も加味しながら定めていく。

小林昭一委員長

その割合について、数字で聞いている。

道路計画課長

今回の防災、減災対策の重要インフラ点検に基づく2次補正に関しては、全体で129カ所について要望し、その中で66カ所について国の内示を得た。ただ、先ほど土木企画課長が説明したとおり、現場の状況が刻一刻と変わるため、その対策等を考えながら進めていく中で多少変わるところもある。

阿部裕美子委員

土3ページ、災害救助法による応急仮設住宅の撤去等の費用について18億4,401万円を減額補正しているが、1月末の段階では、応急仮設住宅の撤去数が7,418戸という状況であり、これは残った分の減額補正と理解してよいか。

建築住宅課長

ここに掲げている約18億円のうち、応急仮設住宅の撤去工事費については約9億円となっている。この9億円については、委員指摘のような一部の戸数が撤去できなくなったことによるものではなく、減額の主な要因は請差である。

阿部裕美子委員

土6ページ、職員費の6億4,121万円の減額補正の理由について聞く。

土木総務課長

土木総務費における職員費は約6億円の減額となっている。今回の補正で、河川や道路関係等の公共事業を計上したことにより、それぞれ必要となる職員費の充当が認められたため、土木総務費における職員費を減額する形になっている。

阿部裕美子委員

そもそも公共事業費で職員費が手当てされる場合には、当初からそれを見込んだ形で予算化すれば、6億円を防災関連等の事業へ回すことが可能になるのではないかと。

予算の組み方として、6億円の減額補正になったのは、緊急的な対応を含めてこのような姿になったと理解してよいか。
土木総務課長

まず、職員費の充当の考え方であるが、当初から当該年度の公共事業費の額を想定して直接執行する職員の経費を見込んでいる。したがって、今回の補正のために職員費を改めて充てたわけではない。

また、なぜ人件費を充てるかと言えば、当然、財源的に有利だからということになる。今、交付金事業が公共事業のメインになっているが、交付金事業は、国の交付金が約半分入り、そのほかに有利な起債等を充当したりしながら事業費を構成している観点から、職員費もそれと同じ起債等があるため、有利な財源となる。

ただ、交付金事業の場合、事業費があつて、それに上乘せる形で職員費が認められる形になっており、職員費自体を事業費に回すことは、なかなか困難な面もある。

阿部裕美子委員

土7ページ、国庫等還付金について、これはもらい過ぎたものを返すと理解したらよいか。主な内容を聞く。

土木総務課長

今回27億円ほど計上しているが、このうち最も大きなものが東日本大震災復興交付金基金であり、20億3,500万円と大半を占めている。県としては、これまで毎年度事業を行い、残余があれば基金に積み戻す形をとってきたが、返還が確定しているものについては、今年度返還するよう求められた。そのほか事業執行の結果国費が多く入ってしまったものが10数件あり、それらを積み上げると約27億円となる。

阿部裕美子委員

土34ページ、特定優良賃貸住宅費について、その応募状況を聞く。

建築住宅課長

特定優良賃貸住宅については、民間が建設するものに補助するものであり、入居率について今データはないが、ほぼ入居している状況である。

阿部裕美子委員

全て民間か。県営はないのか。

建築住宅課長

県内において県営はなく、全て民間である。

阿部裕美子委員

県が補助して建設するとの理解でよいか。

建築住宅課長

一部に県費が入っているものもある。

(3月12日(火) 土木部)

阿部裕美子委員

土2ページ、環境共生建築対策費が対前年度で5,600万円ほど伸びている。金額的にはそれほど大きくないが、具体的な事業内容を聞く。

営繕課長

環境共生建築対策費については、須賀川土木事務所をモデル建築物として現在整備を進めており、より一層の省エネ化と再生可能エネルギーの導入を図ったZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化工事を実施するための費用として計

上している。

阿部裕美子委員

この内容は、これからもっと積極的に進めてほしい分野であるので、引き続き取り組みの強化を要望する。

土4ページ、災害救助費の災害救助法による救助の内容を聞く。

建築住宅課長

災害救助法による救助として約66億円が計上されているが、主なものとしては、建設型の応急仮設住宅の撤去が約45億円を占めている。

また、借り上げ型の仮設住宅の賃料が約16億円を占めている。

阿部裕美子委員

仮設住宅の撤去と借り上げ型の家賃の問題であるが、借り上げ住宅の賃料打ち切りによる16億円は何戸分か。

建築指導課長

借り上げ型の仮設住宅については、平成31年2月28日時点の入居戸数は2,896戸、3月末現在での入居戸数は2,380戸程度を見込んでおり、供与終了によっておおむねこの差が退去される戸数と見込んでいる。

阿部裕美子委員

土8ページ、管理運営費について、今年度は災害派遣職員費が49名分だったが、他県からの応援受け入れなどによる新年度の内容を聞く。

土木総務課長

今般の災害に伴う他県からの応援職員については、県としては行政経営課を窓口として主に知事会に派遣を要請している。昨今では各県で災害等が起きており、また、震災から8年を経過するとの背景もあり、今年度よりは少なくなる見込みとの知らせがあったが、具体的な部分はこれからであるため、予算については、現状での所要額を計上している。

阿部裕美子委員

派遣の受け入れ状況は、どのあたりの時期で人数が確定するのか。

土木総務課長

基本的には新年度の開始に合わせて組織体制を組まなければならないが、他県でも大半は4月1日に配置される。具体的な日付は述べられないが、遅くない時期に内示され、新年度を迎えることとなる。

阿部裕美子委員

震災からちょうど8年を経過したが、復興に対するいろいろな取り組みも多くの課題を抱えていると思う。

職員について、健康を害する状況もある中で、一定程度の確保は可能なのか、見通しがわかれば聞く。

土木総務課長

復興事業の執行を含め、適切な人員の確保に向けて調整しているが、具体的には今回の人事異動により何人配置されるかということになるため、配置を受け入れた職員について、効率的に仕事ができる形で進めていきたい。具体的な人数はまだ述べることはできない。

阿部裕美子委員

この間のさまざまな災害を踏まえ、国においても「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の予算化をしている。本来これらは、毎年度しっかり予算化していくべき中身だと思うが、今般の緊急対策は、新年度の本県予算に具体的にどのようにあらわれているのか。

また、道路ののり面、盛り土の緊急対策等の具体的な中身が幾つかあると思うが、できればその全体像について、資料の提出を求める。

土木企画課長

今般の国の緊急対策に伴う予算についてだが、平成31年度の事業実施予定箇所については、まだ国と調整中であるため、

今般の当初予算には計上していない。引き続き国との調整を進めながら予算措置について適切に対応していく。

阿部裕美子委員

今回の補正で組まれた部分が当初予算にはまだ反映されていないということか。

土木企画課長

要対策箇所については、随時国と協議、調整しながら整理、確定していく。

2月補正においては、その時点で河川、砂防、街路、下水道等で確定した箇所について予算を計上した。

橋本徹委員

土36ページ、本県が進める移住促進という観点で質問するが、多世代同居・近居推進費で8,000万円が計上されている。

まだ3月は終わっていないが、年度内の見込みと来年度の予算の戸数を聞く。

建築指導課長

多世代同居・近居推進事業であるが、平成31年度予算については、今年度と同戸数の80戸程度で計上している。

また、30年度の現時点での見込み補助戸数は105戸となっている。

橋本徹委員

現時点で105戸ということは、当初見込みより25戸上回っている。補正したのか。

建築指導課長

当初の補助予算については、申請者に対し、補助金の上限まで補助できる額を計上しているが、実際の申請は上限までいかない場合もあるため、当初予算の範囲内で、できる限り補助を行うこととし、105戸の補助見込みとなっている。

橋本徹委員

双葉郡内でもこの話をすると多くの方が関心を寄せる。自分もセールス班として売り込んでいくため、よろしく願う。

次に、住宅取得支援事業費7,070万円のうち「来て ふくしま 住宅取得支援事業」、移住促進仮設住宅提供事業の内容を聞く。

建築指導課長

「来て ふくしま 住宅取得支援事業」については、県外から県内への移住者に対し、市町村が住宅取得を支援する場合に県が補助するものであり、予算額は3,120万円、補助見込み戸数は30戸程度を予定している。

建築住宅課長

移住促進仮設住宅提供事業については、市町村が二地域居住のための住宅を提供する場合、そこへ仮設住宅を解体して持っていく事業であり、新しい住宅の設計や仮設住宅の解体、建設地までの運搬費を計上している。

勅使河原正之委員

土31ページ、新規事業だと思うが、下水道調査費に下水道広域化推進総合事業535万円が計上されている。内容を詳しく説明願う。

下水道課長

下水道広域化推進総合事業については、市町村の汚水処理の経営の効率化を図るために異なる市町村で汚水を共同処理するなど広域化、共同化の取り組みを支援することを目的としている。

全県域で汚水処理の経営状況などの基礎的な調査や、投資効果が高い広域化、共同化の候補箇所の選定などを市町村とともにやるものである。

勅使河原正之委員

例えば、A市、B町、C村があって、広域的に農業集落排水や合併処理浄化槽の汚泥を回収して県中の流域下水道に持っていくイメージなのか。

各市町村から管理がなかなか大変だとの要望が県にあって取り組むことになったのか。その背景を聞く。

下水道課長

背景としては人口減少、施設の老朽化により下水道事業の運営が年々厳しくなっていることがあり、効率化のため、市町村の枠を越えて広域化、共同化を図るべく、県はその計画を策定することで関与している。

流域下水道は県が管理しているため、流域下水道区域の中では、汚泥の共同化、汚水処理を農業集落排水への接続も含めて検討している。

勅使河原正之委員

県として事業を行うと発信しても返ってこないのではどうしようもない。

常日ごろから、老朽化や人口減少等の問題があるため、県に対して取り組んでほしいとの要望があり、県として取り組むことにしたのか。

下水道課長

市町村間の枠を越えない形ではあるが、広域化、共同化を部分的に行っているところもある。

また、市町村から効率化を図りたいとの声が県へ届いており、そうした希望がある市町村が広域化、共同化に積極的に取り組むことを県としても望んでいる。

勅使河原正之委員

土35ページ、地域住宅計画等推進費169万6,000円の中身を聞く。

また、これは新規事業か。

建築住宅課長

地域住宅計画等推進費の約169万円は、新規事業ではなく継続事業である。このうち建築企画関連事務経費については、例年行っている建築文化賞の経費である。もう一つの地域住宅計画等推進事業については、地域の住宅の課題解決のための懇談会を開催するために計上している経費である。

勅使河原正之委員

事前の調査の中では、空き家の取得促進について新規事業を検討しており、例えば、空き家を購入したいと思っても登録情報だけでは状態がわからないため、そうしたインスペクション（建物状況調査）のための枠組みを考えているとのことであったが、その予算はどこに計上しているのか。

建築指導課長

土36ページの空き家活用推進費の空き家・ふるさと復興支援事業に、新規事業の安心空き家取得促進事業を計上している。

先崎温容委員

土36ページの空き家・ふるさと復興支援事業について聞く。

昨年2月に出された国土交通省の指針において、1 a を下限とする農地つき空き家の取得ができるようになるなど、新たに空き家取得を推進する体制が法的に整備されてきた。

県内ではまだまだ問題があるようだが、土木部では、空き家の利活用促進や県内各地で空き家問題が起きないようにするため、農地を管理する農業委員会等に対し、どのように横断的に働きかけていくのか。

建築指導課長

市町村が取り組む空き家対策について、県としては、市町村や関係団体等を交えた連絡調整会議を開催している。この会議で、委員指摘の国の動きや各市町村での空き家活用の事例等を情報共有しながら市町村の支援に取り組んでいる。

また、各建設事務所に連絡調整会議の地方部会を設け、事務所単位で各市町村のいろいろな事情を聞きながら個別に支援できるよう取り組んでいる。

あわせて、県としては、空き家の活用を図るための補助事業を展開しており、今回、市町村が取り組む空き家バンクの活用を図るため、インスペクション事業の立ち上げようとしているところである。

先崎温容委員

補助事業関係等も含め、空き家のことであれば宅建関係の協会等の民間団体に携わってもらうことによって働きかけがなされ、推進されると思う。どのように推進していくか、しっかりと声や意見を広く受けとめながら、それに対する適当な補助制度や推進策を提案するよう要望する。

円谷健市委員

関連で聞く。この事業は、基本的には県外からの移住者のための補助事業か。

建築指導課長

空き家活用推進事業の中で空き家・ふるさと復興支援事業については、大きく3つの事業に分かれている。

1つ目は、空き家・ふるさと復興支援事業で、県外からの移住者のみではなく、被災者も対象に空き家改修事業費に対する補助を行う。

2つ目は、空き家再生・子育て支援事業で、県内の子育て世帯の空き家取得に補助する。

3つ目は、新規事業の安心空き家取得促進事業で、県内市町村の空き家バンクに登録しようとしている住宅または登録している住宅に対する補助である。

円谷健市委員

空き家・ふるさと復興支援事業は、あくまでも県外の方が対象となるのか。

建築指導課長

県外からの移住者のほか、県内の東日本大震災及び原子力災害の被災者等も対象になる。

円谷健市委員

県内の被災者が県内の空き家を購入する場合も対象になるのか。

建築指導課長

この事業は、空き家の取得費に対する補助ではなく、改修費に対する補助であり、改修とハウスクリーニングに対して補助金を交付している。

円谷健市委員

この事業は、県内の避難者が県内の空き家を取得して改修する場合にも補助を受けられるのか。

建築指導課長

委員指摘のとおりである。

円谷健市委員

職員費について、平成30年度当初予算では職員数931名ということで計上されていたが、新年度予算の職員費は全て足しても、30年度より約20億円低くなっている。私の見落としがあるかもしれないが、理由を説明願う。

土木総務課長

土木部の職員費については、土木総務費、道路橋りょう総務費、河川海岸総務費にそれぞれ計上しているほか、流域下水道特別会計の中にも計上している。

また、公共事業を執行する職員費については、いわゆる投資支弁人件費として各事業費に含まれている。

結論としては、議案説明資料ベースで積んだ土木総務費等の職員費は、今年度に比べて約20億円減少しているが、公共事業を執行するための職員費である投資支弁人件費が約20億円増加している。したがって、平成31年度と30年度を比較すると、若干年齢構成により減少しているものの、ほぼ同額を計上していると理解願う。

円谷健市委員

事業費の中にも人件費が入っているためわかりにくい。今年度は931名の人件費だったと思うが、予算書を見たら新年度は20億円も減っているため、疑問に思った。

職員費を事業費の中に入れることは理解できない。職員費を事業費と別にすることはできないのか。

土木総務課長

公共事業を執行するために必要となる人件費は、従来から計上している。今回は、国、県単、公共も含めて若干増額している関係で、公共事業費に職員費を多く計上することができたことが背景にある。

したがって、今年度より投資支弁人件費を約20億円多く計上し、土木総務費等で約20数億円を減額した。ちなみに、予算計上している総人数は、今年度は1,335人、新年度は1,311人と24人分減っている。

阿部裕美子委員

土38ページ、復興公営住宅整備促進費として保留分123戸分が予算化されているが、復興公営住宅の場合は、間取りや外観など一定程度全体の仕様は決まっているのか。

建築住宅課長

今回県が整備した復興公営住宅については、被災市町村からの要望によって建てているため、木造戸建て、RCなどさまざまなタイプのものがある。

また、規模については2LDK、3LDKを基本としており、これも市町村からの要望であるが、どちらかというと3LDKのほうが整備実績は多い。面積については、2LDKが約60㎡、3LDKが約75㎡という実態である。

先崎温容委員

土106ページ、小野町の右支夏井川について、交付金事業により河川改修等をしている状況であるが、目標年度と、予算も含めた現在の進捗について聞く。

河川整備課長

右支夏井川については、現在橋梁の整備を進めている。当初は平成35年を目標に整備を進めていたが、用地の取得等でなかなか順調に進まない部分があり、現時点では若干おくれる予定である。

先崎温容委員

いろいろと大変な状況や、河川関係は、国からの交付金事業により取り組むべきところが大変多い状況があると理解しているが、現状では、よい事業にもかかわらず、その進捗がおくれることにより町外に住民が移住する事態も起きており、ますます過疎化が進む。本来であれば、公共事業により、よい波及効果があるべきだが、少しおくれることによりそのような影響が出ている。

土木部としては、国との調整などいろいろ大変なところはあと思うが、しっかりと予算の確保をして進捗を早めるよう要望しておく。

橋本徹委員

土11ページ、福島県建設業振興事業の1,200万円について聞く。

産学官が連携して保護者同伴による小学生向けの建設現場見学会を開催するとのことであるが、どのような現状を踏まえてこの広報活動を企画したのか。

建設産業室長

建設現場見学会を企画した背景についてだが、建設産業においては担い手確保が課題となっている。特に若年層の担い手が非常に減っている。その背景には建設業への理解が進まない現状がある。現場見学会において、小学生のうちから建設産業の魅力や社会的責任等を学んでもらい、将来的に生産年齢人口に入ったときに抵抗なく入職してもらいたいとの趣旨から企画した。

阿部裕美子委員

条例改正議案が何件もあり、26、27及び46～48号については消費税10%への増税関係のものであるが、まだ決まっていないものを条例改正しようとしている。確認であるが、消費税増税が施行されなかった場合は変更になるのか。

土木総務課長

今般、消費税条例で消費税の上乗せを提案したのは、県全体の方針として、10月1日の施行に向け、周知期間も含めて今定例会に提出しようとの考えからである。委員指摘のような事態があった場合は、見込みのとおりになると考える。

阿部裕美子委員

消費税増税の10月1日実施はまだ確定しているわけでない。国会の状況を見ても、勤労統計不正問題があったり、増税緩和策も買う場所や買うもの及び買う方法によって税率が異なるなど非常に混乱しており、反対の世論も大きい。まだ確定していないため改正すべきではないとの意見を述べておく。

増税が実施されないときは変更の対応をすとの理解でよいか。

土木総務課長

消費税が変更されなかった場合について、見込みのとおりと答弁したが、この件については、答弁を差し控えることで理解願う。

青木稔委員

工事請負契約の変更についてだが、事情はわかる。予算額はそのままであっても工事労働者など人的な問題で工期がおくれる。もう一つは、契約金額がふえ、工期が延びる。この2つの変更の形があると思うが、それぞれの理由について聞く。

道路整備課長

工事請負契約の一部変更について、代表的なものを説明する。

まず土165ページ、国道289号道路橋りょう整備（再生・復興）工事（チバ沢スノーシェッド工）は、工期の延伸のみ行った。理由としては、当該地域において鷹や鷲などの猛禽類が確認されたことに伴い、専門家から工事の騒音等が営巣や子育てに影響を及ぼすとの助言を受けたため、その間は工事を中止し、おくれた分の工期を延長したが、請負額の増額は無い。

もう一つ代表的な例として、土168ページ、議案第93号のいわき石川線道路橋りょう整備（再生・復興）工事（（仮称）才鉢トンネル）については、工期の変更と契約金額の増額を提案している。この理由としては、トンネル掘削後、トンネル内部の表面に急結剤という特殊な薬剤を吹きつけて安定を図ることが必要だが、これまで使用していた急結剤に劇薬が含まれていたため、厚生労働省からその成分が入っていない急結剤を使用するよう指定があった。そのため、使用する急結剤の価格が上がったことなどが増額の変更理由である。工期の変更については、トンネルの入り口に行く工事前道路の前工事のおくれに伴い、工期を延伸するものである。

青木稔委員

鳥獣類の関係等があることは理解したが、人手不足等によるものはないのか。

また、変更後の金額の追加分については、どういう形で契約変更しているのか。もちろん受注者と発注者とで現場の綿密な打ち合わせの中で決めていくと思うが、最終的な決定は部長が行うのか。

道路整備課長

現場で増額になる場合というのは、真にやむを得ない理由によるものである。例えば土質的な理由で変更が生じたり、のり面を切った場合に安定しないことにより増額しているものがある。この判断は各建設事務所長まで上がり、今定例会に提案しているものは最終的には土木部長の決裁となっている。

（ 3月13日（水））

阿部裕美子委員

政府の地震調査委員会が、日本海溝で発生が予測される地震の長期評価を更新した。本県沖でマグニチュード7級の地震が起きる確率は50%との状況であるが、平田委員長は、東日本大震災があったからといってしばらく大きな地震が起きないとは思えないでほしい、マグニチュード8程度までの地震が起きる可能性は依然として高いと警戒を呼びかけており、防災的な対応をしっかりと行っていかなければならず、ハード・ソフト面のいろいろな角度で防災を強化していく必要がある。

住宅関連で聞くが、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割強が倒壊した家屋により圧死した。地震で亡くなる原因はいろいろあると思うが、やはり建物の耐震性は大きな問題である。イタリア中部大地震では280人を超える犠牲者が出たが、震源に近い町ノルチャでは犠牲者がゼロであり、耐震対策を進めてきた効果があったと言われている。

そこで、本県における木造住宅耐震化支援事業の活用状況を聞く。

建築指導課長

木造住宅の耐震化に対する補助事業について、耐震診断に関しては、安全安心耐震促進事業があり、改修については安心耐震サポート事業がある。これまでの実績としては、平成30年度の見込みで耐震診断は2,139件、耐震改修は132棟の補助となっている。

阿部裕美子委員

平成30年度の耐震診断と改修の状況報告があったが、この数の全体の状況及び目標から見た達成率を聞く。

建築指導課長

住宅関係の耐震化については、平成32年度までに95%を目標として県の耐震改修促進計画に定めて取り組んでおり、木造住宅の耐震化の補助については、市町村が所有者に対して補助する制度である。各市町村に対して来年度の必要見込み数をヒアリングして要望どおりの戸数を計上し、95%の目標達成に向けて取り組んでいる。ただ、木造住宅所有者には、築年数が古いことや、住みながらの改修が生じるケースもあるということで、なかなか改修に踏み切る方が少なくなっているのが実情である。

阿部裕美子委員

この事業を促進していく点での課題を聞く。

建築指導課長

木造住宅の耐震化に取り組む課題としては、先ほど述べたとおり、住宅を使いながら改修する点がある。対象が昭和56年以前の旧耐震の建物であり、築35年以上経過しているため、改修か建てかえか判断に苦慮していると聞いている。

阿部裕美子委員

災害時に雨を防ぐために屋根の改修が必要だと思うが、この住宅改修は、屋根の改修に特化した補助は行っているか。

建築指導課長

耐震化に係る改修補助は、基本的に地震発生時に建物が倒壊しないための土台、柱、梁等の補強を考えており、屋根のみの補助ではない。

阿部裕美子委員

京都府の住宅改修では屋根に特化した支援があり、地震で屋根が壊れたり、家そのものを改修しなければならないときに、まずは雨を防ぐための屋根の改修が非常に重宝されるとのことである。この点についても検討願う。

勅使河原正之委員

さきの代表質問で、土木職等の技術職員を確保していくためには幅広い学部の有為な学生がより受験しやすい試験制度が必要として、大卒程度試験において多様な学部出身者が受験しやすいよう出題範囲や問題数を削減すると答弁があった。出題数を約3割削減すると、マークシート方式で教養専門試験を課す43府県の中で本県が最も出題数の少ない県となる。

受注者だけでなく、発注者も高い技術力や調整力が必要になってくる時代に、土木の実習を行ったことがない学生にまで門戸を広げていくことが果たしてよいのか疑問に思うが、土木部としてどう考えるか。

土木企画課長

土木部における人材確保については、委員指摘のとおり、技術に関する知見、基礎的知識を持って業務に当たることが重要と考えている。一方、多様な人材を確保していく観点から幅広い人材に門戸を広げていく中で、土木部としては、職場内のOJT、部内の専門研修基本計画等に基づき、計画的にしっかりと職員の能力育成に努めながら現場に対応できる

職員の育成に努めていく。

勅使河原正之委員

工事現場において、土を掘った際に急に水が出てきたり、思うような土質ではなかったりと想定外の事態が起き、工事の設計変更を行わざるを得ない状況下では、どうしても高い専門性を持つ土木技術者が必要になってくる。監督としてその場で決断を迫られた場合に、持ち帰って2～3日考えることはできないと思うが、採用してからスキルアップするための研修を行うのか。

土木職員の育成についてどのように考えているのかももう少し詳しく説明願う。

土木企画課長

委員指摘のとおり、現場において臨機に迅速、的確な判断が求められる事態に対しては、複数監督員制度や、経験のある上司や課長クラスが現場で立ち会いながら、職員の能力向上を重ね、現場での的確で迅速な判断が行えるよう取り組んでいく。

勅使河原正之委員

人員が少ない中で、職員をスキルアップするのはなかなか容易ではない。

今般、積算誤りによる不適切な入札や契約があったばかりだが、工事の設計書が起案されて決裁されるまでには何人もの目に触れている。設計書をつくった担当が悪いのではなく、係長、課長、部長が見ていく間にチェックをできなかったのか。技術者としての専門性の欠如、めくら判と言われても反論できない。

どこに問題があったのか調べるとともに、しっかりと改善策を考え、再発防止に努めるよう要望する。

阿部裕美子委員

今の発言と関連するが、県の発注工事の積算誤りの件については、2017年10月の改正の中身について、出先に周知はしたが徹底が十分ではなかったということか。

技術管理課長

平成29年10月1日の改正については、改正内容について9月11日から5日間、各地区で説明会を開いて周知を図り、なおかつその改正内容について、全事務所に通知している。それが伝わらなかったことについては、検証対策検討会議を2月22日と3月11日に開き、伝わらなかった原因を究明している。

検討会議では、説明が十分に伝わらなかった要因として、説明会での説明がわかりづかったこと、内容を理解して事務所内で情報共有できる参加者が余りいなかったことが挙げられた。それについて今後改善策を考えていく。

阿部裕美子委員

こうした事態が起きてしまった原因を突きとめることに加え、一番肝心なことはこれを繰り返さないための改善策を考えることだと思う。いろいろ検討していると思うが、現時点で説明できることがあれば聞く。

技術管理課長

先ほども述べたとおり、3月11日の段階では、検算などのチェック体制や事務所内の情報共有のあり方など当時の検証を行い、かなり課題が出てきた。今後、それらをまとめて4月早々の出先機関の長会議において各所長に伝達するとともに、公表する予定である。

阿部裕美子委員

その背景には職員不足の問題はないのか。先ほどスキルアップへの取り組みに対する意見もあったが、どうか。

技術管理課長

検討会議の中でも、本来チェックや検査を行う係長や課長が入札事務に追われることによりチェックがおろそかになっているのではないかと意見が出た。検算やチェックを行う者が課長会議や課内会議を設けてしっかりと技術力を向上させるなど、検算者側の視点でも検討していく。

橋本徹委員

今の関連だが、復興・創生に関する予算が膨大で、それにより入札もふえ、業務量が震災前と比べて大分多くなっているため、ダブルチェック、トリプルチェックをしっかりと行ってほしい。入札事務に誤りがないよう願う。

職員の関連で質問する。

先月、双葉郡の若手職員と話す機会があったが、県から派遣している技術職員に関し、現場の若手職員からは、圧倒的に人が少ないとの声を聞くことが多い。一方、管理職と話す、派遣されている技術職員は大事なプロジェクトを任せてもらえず、重要な業務も与えられず、宙ぶらりんな状態になっており、少し腐っているところがあると聞く。

本来の役場職員の業務量が震災や原発事故によってふえているにもかかわらず、うまくかみ合っていない状況があると聞いている。新年度の派遣に向けて改善していくしかないと思うが、こうした現場の声をどのように反映していくのか。

土木総務課長

土木部として、他県等から派遣で受け入れている方々については、即戦力ではあるものの、他県と異なる部分もあるので、各事務所では、一刻も早く現場になれてもらうための体制をとっている。また、県全体として要望を聴取するための会合を開くなどして、早く本県職員の一員として一体となって仕事ができるよう工夫している。

市町村に派遣している土木技術職員については、情報交換等を通じて、悩み事がないか状況を把握しながら必要に応じて相談に乗っている。仕事の面では、内容に応じて県とも連携することで取り組んでいる。

橋本徹委員

答弁にあったとおり、他県から来た職員は間違いなく即戦力であると思う。一方、その職員にやる気があって4月に着任したとしても、いざ現場に行くと、やりたいプロジェクトや事業から外れている現状もあると聞く。また、継続的な事業では、派遣職員という理由により外されることも結構あると聞く。

市町村の職員は、初めて行う事業のため毎日遅くまで残業する状況が続いているとの話も聞くため、新年度、県職員が巡回して今まで培ったノウハウを伝授したり、受け持ちの市町村を決めて助言するなどの仕組みを考えるよう要望する。

三村博隆委員

土31ページ、下水道広域化推進総合事業について、きのう、勅使河原委員からも質問のあった内容を詳しく聞く。

取り組みの目的は、汚水処理施設の管理等を効率的に行うために広域化、共同化を支援していくとのことであり、基礎調査や広域化、共同化のための手法を市町村と県が共同して調査検討するとの内容であるが、今後どのように進めていくのか。

調査資料91ページには、広域化、共同化のハード面における事例として、市の境界をまたいだ形で統合するような図があり、また文字では、農業集落排水や公共下水道の枠を超えた共同化、広域化の支援もうたっている。

そこで確認するが、農業集落排水、公共下水道、流域下水道の統合までを俎上にのせるような内容なのか。

下水道課長

広域化、共同化に関しては、県が一丸となって取り組むということで、農業集落排水や合併処理浄化槽など全ての汚水処理事業が対象となる。

新年度、県内を5つのブロックに分けて検討会を開催する。市町村の参加を得てブロックごとに集ってもらい、意見交換をして課題を把握し、広域化、共同化が必要なところについては、複数の市町村で事業化するという流れで進めていく。

三村博隆委員

現段階では5つのブロックで検討会を開いた上で課題を抽出するとのことであるが、行く行くは処理場を一つにし、下水道を統合していく方向で考えているのか。

下水道課長

委員指摘のとおり、広域化に向けて同じ市町村の中での施設の統合や、地理的な条件もあるが、複数の市町村を一つに統合する、あるいは汚泥処理であれば比較的広範囲な統合も可能であるため、施設の内容に応じ、広域化、共同化したほ

うが経済的と見込まれる場合は、県が全体調整しながら各市町村が事業化に向けて取り組むとの流れである。

三村博隆委員

市町村の意見などをよく聞きながら、しっかりと進めてほしい。

関連して、本県の下水道の設置率が全国の平均と比べて低いことが県のホームページに載っているが、下水道の設置に対する県の基本的な考え方を聞く。

下水道課長

下水道の推進についてだが、県としては、下水道だけではなく、農業集落排水や合併浄化槽も含めた污水处理全体の普及率を向上させる取り組みを進めている。平成29年末で82.6%の普及率となっており、対前年度で0.8%上昇している。

下水道に関しても、国はできるだけ整備率を上げるべきとしており、新規の整備には重点的に予算をつけている。県としても、市町村と調整しながら整備率が上がるよう努めていく。

阿部裕美子委員

污水处理施設の広域化、共同化について、いろいろと検討していくとのことだが、具体的に進めようとしている箇所はあるか。

下水道課長

今回の広域化、共同化とは別に、既に農業集落排水と下水道との接続について調整中の箇所はあるが、現在調整中のため、まだ具体的に述べられる状況ではない。

阿部裕美子委員

農業集落排水事業は非常に金がかかり、農家1戸当たりの負担も高いとの問題があり、これまでは、どちらかといえば合併処理浄化槽の普及が進んできたとの印象を持っているが、現段階で農業集落排水事業の新設を考えている箇所はあるか。

下水道課長

農業集落排水事業については土木部の事業ではないため、直接の答弁はできないが、現在整備が完了している箇所のほかに新たなところが出てくるとの情報はない。

先崎温容委員

積算誤りについて、各委員からいろいろと質問があった。

入札等の際、事業者と書類のやりとりが当然必要になってくるが、それはメールで行っているのか。

技術管理課長

現在、書類の縮減を図るため、情報共有システムを活用している。これは端末に入力することにより、業者がわざわざ事務所に来なくてもクラウド経由で協議等ができるものであり、普及を図っている。

先崎温容委員

最終的に直接会って詰めていかなければならない部分はあると思うが、そうしたものをしっかり取り入れ、事務的な不備は、情報が漏れないようセキュリティーも対策した上でメールでやりとりし、互いに手間を少なくしていくことが公共事業の効率化を図る中で重要である。事務所の職員と話をする、事務処理の労力が相当大きいと聞くため、まずはそうした電算システム等を駆使してほしい。

例えば全体で数カ所の誤りがあるのに1カ所のみ指摘され、次に事務所に行くとまた別の誤りを指摘されるなどの状況をいろいろな事業者から聞くが、無駄であるため、メール等でやりとりできるものはそれで済ませ、直接会うときには全て完了しているというように、互いの手間を省くよう各事務所で徹底するよう要望する。

次に、新年度予算で復興・創生事業の関係も含めた予算が計上されており、昨年の7月豪雨を踏まえた河川等の治水関係も上がっている。

3年前に地元の小野町の吉野辺地内において、河川改修に伴って公園化が図られ、毎年、春と秋に地域住民が集まって

花見や芋煮会をするなど、地域の憩いの場になっている好例がある。

河川改修等の事業を進めていく中で、一番は危険度を低くし、安全・安心に努めていながら、その部分をしっかりと利活用して地元住民に喜ばれる施設につなげていくひとひねりがあることによって、公共事業の価値がより高まる。新年度において事業を進める際にはしっかりとそうした働きかけをしてほしい。

今週日曜日から田村市のスマートインターチェンジが開通し、大熊町や檜葉町でも新しいインターチェンジができる中で、インターチェンジ周辺の愛護会や関係団体等を含めたボランティアへの呼びかけや働きかけを行ってほしいが、前向きな話があれば聞く。

高速道路室長

阿武隈高原自動車道のインターチェンジについては、地元のボランティアからインターチェンジの空き地やのり面等において環境美化に向けていろいろと携わってもらっている。

今後とも地元と連携し、引き続き出先事務所も参加しながら、取り組みやすい形となるよう相談に乗りながら支援していく。

河川整備課長

河川の環境美化については、地域の住民や河川愛護団体等の協力を得ながら除草等の作業を行っている。今後とも、地域からの要望等があれば、親水施設など人が集まるような河川の設備について意見を聞きながら対応していく。

円谷健市委員

平成31年度の新規事業にふくしま外航クルーズ船誘致促進事業があるが、具体的な取り組みを聞く。

港湾課長

ふくしま外航クルーズ船誘致促進事業については、観光交流課と連携しながら進めていく事業であり、港湾課においては、小名浜港及び相馬港へのクルーズ船寄港に向けたPRを行っていく。

また、クルーズ船寄港に向けて一番大事なことは、地元の港湾というより地域や背後地の観光資源の魅力であるため、観光交流課と一緒に本県の魅力をPRしながら誘致の促進、ひいては地域振興、消費拡大、風評払拭につなげていく。

円谷健市委員

観光交流課と連携して進めるとの答弁であったが、実際にクルーズ船を呼び込むことはなかなか難しいと思う。旅行代理店等に依頼する形になると思うが、小名浜港と相馬港が関係しているからといって果たして土木部で取り組む必要があるのか。

観光交流課と連携して取り組むとの答弁があったため納得したが、土木部で取り組むべき事業なのか、考えがあれば聞く。

港湾課長

クルーズ船の入港に伴って大勢の観光客を呼び込むことを目的とした事業であるが、まずは入り口である港湾について、外国クルーズ船が入港できるような防舷材、船が接触する部分の緩衝材、係船柱などのハード面の整備を図っていく。

そうしたハード整備と合わせ、入り口の部分で港湾のPR、地域や背後地の魅力のPRを一体的に進めていく。

橋本徹委員

復興・創生を支援する道路整備について、国道288号船引バイパスなどを整備すると聞いている。大熊町から、帰還に伴って町内の狭隘箇所を改善するよう要望が出ていると思うが、それに対する検討状況を聞く。

道路計画課長

国道288号玉の湯トンネルから東側にかけては、町からの要望もあり、道路管理者である県と環境省で検討した結果、見通しの悪い3カ所について局部改良を実施すべく整理した。

現在の状況については、まず最も急なカーブの部分は用地買収が終わり、3月から立ち木を伐採し、工事に着手する。残りの2カ所については、県で用地を買収した上で、平成31年度内に供用すべく環境省が整備を進めていく。

橋本徹委員

町としては全面改良を要望していると思うが、現段階では急カーブ等の局部改良にとどまっている。そのように判断した理由を聞く。

道路計画課長

町当局と道路管理者である県が現地立ち会いした中では、見通しが悪い、狭いなど通行に支障のある箇所については、現道対策ということで、先ほど述べたとおり、環境省と一緒に整備していくこととなった。それ以外の区間については、町の復興の観点などから、引き続き国に対して整備を要望していく。

橋本徹委員

引き続きよろしく願う。国道288号玉の湯トンネルから東側の道路を直してほしいとの要望が多く来ており、大熊町民のみならず、郡山市から富岡町に通っている人にとっても生活道路の一部になっている。

一例を挙げると、富岡町の役場職員60人がまだ郡山市から288号を使って毎日通勤しているため、実現に向けて連携していくよう願う。

伊藤達也副委員長

木戸ダム管理用発電事業に関して聞く。

この事業に関心を持っていたが、事業を進めるに当たって一番肝になる部分は、どこに系統接続するかである。東北電力、東京電力のいずれにつなぐのか、木戸水力発電の配電地域内で地産地消するのかによって金額が変わると思うが、この審査会においては系統接続についてどのような検討をしていたのか。

河川整備課長

木戸ダム管理用発電の系統接続については、現在優先交渉者と協議中である。優先交渉者からの提案があるが、出力や費用については、企業のノウハウの部分もあるため、この場での内容についての答弁は差し控える。

伊藤達也副委員長

接続の方法によっては重潮流対策等も必要になる。この場では答えられないと思うが、いずれ契約したら報告願う。

河川整備課長

現時点では交渉中であるため、正式に契約後、公表の可否を判断した上で対応したい。

伊藤達也副委員長

今回は、中央の大手や県内企業が手を挙げたが、県内企業が水源地域の還元方式も新たに提案していたと聞いている。我々も以前、水力発電ダムに対して意見書を出しており、そこでも地域経済への還元をうたっているが、いろいろな民間の知恵を活用しながら地域経済の活性化を図ることは大事である。

今回出された水源地域還元方式について何か感想があれば聞く。

河川整備課長

水源地域還元方式については、一民間企業である地元の企業が提唱している発電による利益を地元市町村へ還元する方法である。県としては、この方式について意見を述べる立場にはないため、コメントは差し控える。

伊藤達也副委員長

県の経済の発展のために大事であるため、さまざまな知恵を生かしながら一つの選択肢として検討願う。

今後こうした水力発電事業を県内でも進めていくに当たっては、県内の企業を育てるとともに、技術者も育てながら技術の伝承にもしっかり取り組んでいかなければならない。

入札と異なり最優秀事業者を選定するため、今後に向けた事例として情報公開できるものはしっかり公開してほしいが、どうか。

河川整備課長

現時点においては優先交渉者と交渉している最中であるが、評価結果については、公表できるものは公表していく。

伊藤達也副委員長

本県は県民の健康に力を入れており、そのためにはスポーツ振興が非常に大事である。

30～50代が運動するのは主に仕事終わりであり、夜間の時間の活用はとても大事である。あづま総合運動公園については、球場は東京オリンピック・パラリンピックに向けて整備が進められているが、陸上競技場は、照明施設が完備されていない。他県や市営の陸上競技場を見ると、子供150円、大人300円など気軽に夜間に運動できる体制が整っているため、今後検討してほしいが、どうか。

まちづくり推進課長

健康増進面での陸上競技場の活用について、メインの陸上競技場は補助的な照明となっているが、補助陸上競技場には照明がついており、夜間利用が可能となっている。

伊藤達也副委員長

企画調整部との調整が必要だと思うが、全国の中学生を呼んだ大規模な陸上大会を陸上競技協会が企画していたり、福島ユナイテッドFCについては、2020年6月までに照明を具備しなければならないとの要件があるため、その辺も含め、あづま陸上競技場本体の照明設備は必要だと思うが、どうか。

まちづくり推進課長

メインの陸上競技場については、これまで全国的にも夜間の競技大会等の開催が少なかったことから、補助的な管理用照明となっている。より高い基準が求められる大会では、これまで仮設照明を検討しながら進めてきた。今後の照明の整備に対する要請等については、関係機関等と協議しながら、照明の要否、手法、財源確保などについて研究していく。

福島ユナイテッドFCの話が出たが、地域密着型のプロスポーツを支援する企画調整部と連携しながら、関係自治体の動向や意向を注視しながら進めていきたい。

阿部裕美子委員

公営住宅法の改正によって、入居の際に保証人を立てることが義務ではなくなったが、本県の場合の具体的な対応を聞く。

建築住宅課長

平成29年5月に民法が改正され、この中で債権に関する改正がなされた。その内容は、原状回復費用や連帯保証に関するもので、公営住宅に関係する改正も含まれている。この法律改正は平成32年4月に施行されるため、それまでにあり方について検討していく。

阿部裕美子委員

賃貸住宅について、民法の改正によって、経年劣化や通常の使用による損傷の復旧については貸し主の負担とされた。平成32年度の施行に向け、今年度中に見直しを行うとのことだが、県としてどのように対応するのか。

建築住宅課長

法律が平成32年4月に施行されるため、それまでに県の公営住宅の原状回復について、見直しを行うか否かも含めて検討していく。

阿部裕美子委員

経年劣化や通常の使用で損なわれた部分の復旧、改修については、貸し主の負担とする方向で進めていくとの理解でよい。

建築住宅課長

経年劣化等の改修の負担については、今でも県営住宅は県の負担となっている。ただ、入居のしおりによって入居者に説明している中では、細かな話であるが、ふすまや障子、畳の表がえについては入居者の負担となっている。

阿部裕美子委員

それらも含め、平成32年4月施行に向けて検討を加えるということか。

建築住宅課長

委員指摘のとおり、それらも含めて来年4月施行までの間に検討していく。

阿部裕美子委員

現在、復興公営住宅は123カ所を除いて完成している状況であるが、避難者が入居する仮設住宅も含め、プレハブに何年も暮らすことはかなり厳しい。単なる高層住宅だけではなく、さまざまなスタイルの住宅をつくっているとのことであるが、現状はどうか。

我々が目にするのは大体高層の住宅で、そうしたところで暮らした場合、阪神・淡路大震災のときから問題になっているのは、孤独死が出てしまうことである。地域のつながりやソフト面での訪問活動などいろいろな取り組みはあると思うが、ひとりで閉じこもるのではなく、少しでも快適に暮らせるよう建築サイドからいろいろ検討することもあり得ると思うが、どのように考えているか。

建築住宅課長

建築サイドからの団地内のコミュニティ形成への配慮についてだが、復興公営住宅については、住宅整備計画、住宅設計方針を定めて建設を進めてきた。その両方においてコミュニティ形成を基本的な位置づけとしており、具体的には、集会場を建設したり、公園、花壇、玄関及びエレベーターの前にたまり場を設けたり、団地内に散歩道をつくったり、情報板の設置等を行ってきた。

ソフト対策としては、入居に関して同じ市町村の住民が近隣となるように、棟ごとに市町村単位で募集したり、親戚や知り合いが近隣となるようグループでの応募ができるよう配慮している。

また、避難地域復興局の事業だが、コミュニティ交流員を配置してコミュニティ形成を進めるなど、県としては、コミュニティ形成についてハード、ソフト両面から取り組んでいる。

復興公営住宅のタイプについてだが、RCで建てた復興公営住宅でも、コミュニティや近隣環境に配慮し、6階建てのものも1棟あるが、ほとんどが3～4階建てである。その比率は、約7割が集合住宅、約3割が木造戸建てとなっている。

阿部裕美子委員

そうした検討も加えられていると理解した。

土木委員会の県外調査で熊本県に行った。我々が説明を受けた中には熊本県がつくった応急仮設住宅があったが、子供たちが住宅の中で遊べるよう工夫して考えてつくられている感じであった。

今の復興公営住宅は、縦の階段だけでなく、横のつながりもできるような建造物にしていると思うが、地域との触れ合いができる建造物とするような研究がなされてもよいと思うが、どうか。

建築住宅課長

地域との触れ合いについては、今回の復興公営住宅の整備において、原則的に全ての団地に集会場をつくっているが、団地内だけではなく地区住民と触れ合える場としても位置づけている。

阿部裕美子委員

復興公営住宅の家賃については、昨年10月時点から、入居後3年を経過すると、4月以降は割り増し家賃が発生するが、対象者は今の段階で何人か。

建築住宅課長

25世帯である。

阿部裕美子委員

県としても割り増し家賃の検討策が出されているが、内容について理解が不十分であるため、説明願う。

建築住宅課長

復興公営住宅の家賃については、入居者の収入によって決まるが、収入超過者については、高い家賃が設定される。高

い家賃というのは、近傍同種家賃といい、公営住宅と同等の民間賃貸住宅の家賃に相当するものである。この近傍同種家賃を算定する一番の要因は建設費であり、今回問題となっているのは、復興期間であったために建設費が高騰し近傍同種家賃が高くなっている点である。それでは入居者に負担がかかってしまうため見直し、既存の一般の県営住宅程度に改正した。

阿部裕美子委員

減免策として考えている具体的な例を聞く。

建築住宅課長

既存の一般公営住宅を参考としており、具体的には、床面積1㎡掛ける1,300円という金額を設定している。これにより2LDKの60㎡では7万8,000円、3LDKの75㎡では9万7,500円となる。

阿部裕美子委員

道路橋りょう維持費の災害防除事業として、今年度は落石危険箇所が47カ所であったが、来年度はどのくらいの数を想定した予算になっているのか。

道路管理課長

道路維持補修費の災害防除費の県単については、国道115号など61カ所で22億600万円を計上している。

阿部裕美子委員

22億600万円の中には落石危険箇所への対応は含まれているのか。

道路管理課長

含まれている。

阿部裕美子委員

住宅取得支援事業について、移設促進仮設住宅提供事業として3,950万円の予算を計上している。市町村が仮設住宅を移動するための予算との説明だが、仮設住宅として使っていたものを住宅として使用する内容か。

また、具体的にどの程度の数があるのか。

建築住宅課長

市町村が定住・二地域居住のために建てるお試し住宅のようなものに使っているため、基本的には住宅として使っている。

今年度の実績については、飯舘村など4市町村から36戸の活用要望があり、現在対応している。この事業は平成29年度から行っており、29年度は三島町など3町村で29戸のお試し住宅を建設するための建築資材を提供している。

阿部裕美子委員

仮設住宅としての役割を果たした後、新たな住宅を取得することが難しい方やひとり暮らしの方が住宅として活用できることを前提にしてつくられた木造の仮設住宅もあったと思うが、その点での活用状況はどうか。

建築住宅課長

避難者等が仮設住宅を自分の住宅として使うことについてだが、今述べた市町村が定住・二地域居住のために建てる住宅事業とは別に、無償譲渡の事業を展開している。この無償譲渡の制度を活用すれば、避難者が仮設住宅を活用して住宅を再建できる制度となっており、この事業は平成28年度から行っているが、過去の実績としては、30年度の見込みまで含めると228戸となっている。しかし、実際に避難者が住宅として再建した事例はほとんどなく、集会場や事務所として使っている状況である。

先崎温容委員

道路整備と維持、補修の関係に関して何点か聞く。

県内で右折レーンの設置の要望が上がっていると聞いているが、数はどのくらいか。後ほどデータを提出願う。

県内各地で歩道の設置について市町村から相当数の要望が上がっていると思う。

例を挙げると、学校の統廃合によって子供たちの通学路が変わる中で、歩道を設置してほしいとの声が上がっている。地元の市町村からの要望に対する必要性は、各事務所において意見交換がなされているのか。

道路整備課長

委員指摘のとおり、学校の統廃合が進んでいる中で、通学路安全プログラムに基づき、市町村、教育委員会、交通管理者である警察、道路管理者である国土交通省、県、市町村が一緒になって見直しを行う。そのほか、学校が指定する通学路に関しても適時見直しを図っていくこととなっている。

通学路安全プログラムに位置づけられている歩道が優先的につくられるが、高齢者が使用する歩道もあるため、今後、地元の要望を受けながら見直しをしていく。

先崎温容委員

どうしても優先順位や予算の範囲があるが、地元の要望を1つでも多く実現するため、予算の効率化を図りながら進めてほしい。

また、高齢者のシニアカーがふえており、走行に心配な箇所も多くあるため、そうしたところもしっかりと対応するよう要望する。

道路整備課長

右折レーンの要望箇所数については、道路管理者と、交通管理者である警察で所管しているため、調査して後ほど回答する。

小林昭一委員長

資料の提出でよいか。

先崎温容委員

よろしく願う。

新規の道路改良等の要望が多くあり、順番待ちの状況もあると思う。原則は片側1車線という目安があるが、場所によっては交通量によりなかなか改良に至らない箇所もある。そうした箇所については、待避所の設置により対応しているところもあるが、それは各事務所の判断で推進しているのか。

道路計画課長

道路整備については、道づくりプランに基づき、幹線道路については計画的に、生活道路については着実に、地域の要望を聞きながら整備を進めている。

生活道路全線を片側1車線の道路として整備することは予算上なかなか難しく、待避所を設けるなど1.5車線として整備を進めているが、予算に限りがあるため、総合的に判断しながら着実に要望に応えるよう整備していく。

阿部裕美子委員

12月定例会で、障がいのある人もない人も共に生きる福島県づくり条例が制定されたが、今後この条例を生かしていくため、土木部関係ではバリアフリー化などにどのように取り組むのか。

土木企画課長

バリアフリー化の取り組みについては、いわゆるユニバーサルデザインに配慮した公共土木施設の整備として、県土づくりプランに基づき、全ての人が利用しやすい施設づくりに取り組んでいく。例えば道路であれば、歩道の段差解消やフラット化、車道部の舗装による騒音対策などの取り組みを進めていく。

阿部裕美子委員

積極的に取り組んでほしい。

福島県商業まちづくり条例について、基本方針の見直しに当たり、平成の大合併の教訓はどのように反映されるか。

都市計画課長

商業まちづくり条例については、商業まちづくり課が所管している。新聞報道では、基本方針の見直しについて、圏域

も含めて検討していくとの状況である。

阿部裕美子委員

商業まちづくり条例について、基本方針見直しの一歩のポイントについて、再度聞く。

都市計画課長

商業まちづくり条例については、商業まちづくり課の所管となっているため、答弁は差し控える。

阿部裕美子委員

昨年の西日本豪雨等の災害の中で、一つの見解として出されているのは、堤防がもっと強化されていれば越水で済んだのではないかと、堤防そのものが壊れたために非常に被害が大きくなったのではないかと指摘である。

本県においては、これまでの豪雨災害等を受けて新たな点検を行っているが、それを踏まえ、国としても国土強靱化の予算化がなされていると思う。

そういう点で、県内における堤防の強化状況を聞く。

河川整備課長

堤防強化への対応について、平成31年度当初予算において、洪水の越流に対し、堤防構造の強化を図るための天端舗装に新たに取り組むこととしている。

阿部裕美子委員

天端舗装により堤防を強化する工事の箇所数を聞く。

河川整備課長

箇所数についてはこの場では述べられないが、閉会後に箇所一覧表として提出する。

阿部裕美子委員

除染した際の放射能汚染土壌の処理が大きな課題になっている。8,000Bq/kg以下の汚染土壌を公共事業に使うとの問題が出ており、反対の声が大きくなっているが、県として汚染土壌を使うことは考えているか。

技術管理課長

除染土壌の再生利用については、生活環境部の中間貯蔵施設等対策室が対応することとなっており、答弁できない。

阿部裕美子委員

工事に使うか否かは、土木部には全く関係なく進むということか。

技術管理課長

現在、県の土木工事における再生利用や実証事業の予定はない。

道路整備課長

先ほど先崎委員より求めのあった右折レーンの要望箇所数の資料については、採決委員会の日に提出する。